＊＊＊＊＊＊あなたの町の情報誌＊＊＊＊＊＊

住まいル新聞

日本ステンレス工業株式会社
発行/日本ステンレス工業株式会社
〒409-0617 山梨県大月市猿橋町殿上630-1
電話=0554-22-2500
FAX=0554-22-5234
Vol.170 2013 11月号

消えて行く 学校　井上　豊

二【学制頒布（がくせいはんぷ）前後】

・・・続き

次に、谷村支庁から管下の各村々への文書の伝達経路であるが、一定していない。明治二年十月、谷村御役所（村役人、村民の呼称は旧来と同様であった）からの「この回状早々順達留村より相返すべきもの也」という文書の末尾は、

四日市場村～古川渡村～川茂村～小形山村～真木村～花咲村～浅利村～強瀬村～岩殿村～下和田村～葛野村～畑倉村～奥山村～林村～奈良子村～下淺川村～駒宮村～瀬戸村

の順に十八か村が名をつらね、順達という順送りに公文書を回覧する経路を示している。しかし、そうでない場合がいくつかあり、指令・布達がどのように流されたか明らかでない。

次のような順路で行われていた。

一）四日市場村始メ～瀬戸村マデ
二）黒野田村始メ～小篠村マデ
三）川棚村始メ～瀬戸村マデ
四）四日市場村始メ～葛野村マデ
五）花咲村始メ～小篠村マデ

一）の順達経路をとるものが圧倒的に多いが、二）以下の村経由で回達されるものもあり、内容にもよるが一定していない。

交通・通信の発達していない時代である。回状の順送りという形式では、緊急の場合でも急飛脚という名称しかつかない。馬が用いられることが考えられるが「御用留」に関するかぎりその形跡はない。

文書受領の際には、村名の下に刻付を記すよう旧幕時代の名残をとどめているが、迅速・正確をもって公文書を順達することは、村役人にとってかなりの心労があったことが想像される。「御用留」は、証拠として名主所に控えておかれたものである。

当時の村の情勢がどんなであったか浮き彫りにできる資料は地元にはない。次の二、三の公文書がその一端を見せてくれると思われる。

村内ケンカ口論ソノ他、故障相生ジ候節ハ、先ズ組合ニテ一応取リシズメ、モシソノ取リサバキニモマカセザル時ハ、戸長ニ申シ出デ、戸長ニテヨクソノ条理ヲ正シ、ナルベクダケハ村内ニテ取リシズメ、万一戸長心ニマカセザル時、区長ニ申シ出デ、トモドモ取リシズメノ手段ヲ尽クシ、ソノ上ナオモ取リシズメノ手段ヲ尽クシ、オモ取リシズメガタク候ハバ訴エ出デ、何分ノ処置ヲ仰グ順序至当ト申スベシ。スナワチ組合、戸長、区長ヲ設ケ置クノ主意ニ候。（略）

明治六年三月
山梨県権令　藤村紫朗

これは、村内のモメ事の処理に区・戸長があたり、些細な事件で訴え出ないようにというお触れである。これにより、区・戸長は村内の治安と良風美俗に対して責任を持つことが明らかにされた。

次は、乗馬についてのものである。

平民乗馬差シユルサレ候。以来オイオイ乗馬ノ者多ク、中ニハ前後ノ見当モナク、ミダリニ駆ケマワリ、往来ノ妨ゲハモチロン、自然過失モシュスベキニ付キ、向後（こうご）家込ミ、マタハ人立ノ中、乗リ切リ候儀ハ心致スマジク候。（略）

申三月

明治五年の布達であるが、現在の車迷惑の世の中と対比されて面白い。

次は、伝統ある郡内織物についてのものである。この地域の織物は、江戸時代すでに全国的に有名であった。井原西鶴の浮世草子、近松門左衛門の浄瑠璃（じょうるり）など、文学作品にその名をとどめている。「海気絹ハ郡内ト申ス通称モ貫キ候ホド」に著名であった。西鶴と近松の作品から少し拾いだしてみよう。

○ぐんない島のおもてを約束するこそきのどくなれ（好色一代男）

○郡内島のきれぎれまでも世の人拾もとめてすべての物語の種とぞ思ひける（好色五人女）

○本ぐんないのごばん島（西鶴織留）

○下に郡内黒羽二重（心中天の網島）

○年は三九の郡内島（心中宵庚申）

など、甲州郡内の甲斐絹が文学作品に登場する。カイキは、このほか海気とか海黄とも表記されている。岩波版「日本古典文学大系」の補注を参照すると、「本ぐんないのごばん島」は、当時すでに郡内織のまがいものが出回っていたことを示し、また「年は三九の郡内島」とは、女主人公のお千代の年が二十七歳であったので、三×九としゃれ、三筋ずつ縦横にわだたみした絹模様を、算くずしの郡内織の意にかけたと説明している。

次は、こうした伝統工芸の背景をもつ郡内機業が明治を迎えた時点のものである。

当郡絹ツムギノ義ハ、古風ヲ受ケ候儀モコレナク候ヘドモ、声価ヲオトサザルハ全クソノ根源、誠直ニ製造ナシ候故ノ儀ニモコレ有ルベキ所、近来織物目重ニ見セカケベキタメ、米、ワラビ、ソノ外の粉枯（ここ、うるしこ）ヲ加エ、カノ絹ハ、タケ五丈四尺、ツムギハ五丈六尺ニ織リタテ候シキタリノトコロ、尺不足織リ出シ候義コレ有リ、右ノ由相イ聞コエガタク、イワレナキ事ニ候。スデニ海気絹ハ郡内ト申ス通称モ貫キ候ホドノ処、右体ノ儀コレ有リ候テハ一郡ノカキンノミナラズ、自ラ破産ノ基トモ相イ成リ嘆ズベキコトニ候（略）

申八月
谷村庁

こうした通達がでたあとは、織物一匹ごとに織り人の名前を記した小札をつけて売買することになった。

実直、誠実に織りだして、その商品価値が全国に知れわたっていた江戸時代から明治になり、重厚で良質な郡内織の品位を、製造する業者あるいは商人が、自ら商業を下落させる行為を見せ始めた時、目に余った処置として谷村庁の厳達となったのであろう。尺不足品や目方を重くみせかける悪徳な工作が加えられはじめたのであるが、それが自らの産業を破滅に追いこむ結果になることを警告している。織り人の名前を小札に書いて反物の端につけることが、どのくらい続いたか明らかでない。いずれにしても太平洋戦争後の全盛期をむかえるまで、この絹織物業はこの地の主産業であった。

ア、私塾の統制

明治五年、「学制」が頒布（はんぷ）されたとき、それまでの庶民の教育をになっていた私塾・寺子屋をめぐって、混乱や抵抗はおこらなかったろうか。

明治の新政府は、全国を八大学区に分け、それぞれに中学区・小学区をおき、統一的、画一的な教育機構の改革を発表し、実施にむけて各県に指示した。

次の資料は、私塾や寺子屋が公的な教育機関に吸収され、廃止されていく運命をたどる間の事情を物語っている。

諸技芸師家私塾相イ開キ候向キ、生徒入塾ノ節、地方官添書コレナキ者入塾相イ成ラザル旨、庚午十二月中相イ達シ置キ候トコロ、自今ハソノ儀ニ及バズ

次ページに続く

消えて行く　学校

井上　豊

候条、入塾ノ上、師家ヨリソノ地方官マデ届ケ出ズベキ事。
　但シ、塾生増減ノ明細ヲ記シ、月末地方官ヘ届ケ出デ候義ハコレマデノ通リタルベキ事。
　辛未十二月
　　太政官
　申三月二日受取

　これは、太政官（明治政府の最高官庁で今の内閣にあたる）より、辛未年（明治四年）の十二月、県に布告されたものである。この村の名主が受け取ったのは申年、つまり翌年の明治五年三月二日である。
　内容は、各種技芸の私塾を開いている者は、生徒が入塾する際、地方官の同意書がなければ入塾させてはならないが、そのことを庚午年（明治三年）十二月に通達しておいたけれども、これからはその必要がないので、教師から入塾者について届け出るようにすること。ただし、塾生の数の増減は明細書に記入し、月末までに地方官に届け出ることは今までの通りである。
　明治新政府の太政官からみれば、地方官とは県庁の役人ということになるが、先に触れたようにここでは谷村支庁にあたる。
（各区正副区長・同戸長あてのもの）
管内区々ニオイテ、従来私塾開業マカリアリ候者、文部省　申年三十四号の文例ヲモッテ、サラニ願イ出ズベキ旨、去年十一月中ニ達シ置キ候トコロ、今以テ願イ無ク開業マカリアリ候者コレアルヤニ相イ聞コエ不都合ノコトニ候。右ノ者十五日マデニ相違ナク願イ出ズベク候ヨウ、開業ノ者ヘモレナク相イ達スベシ。モシ、ナオ心得違イコレアルニオイテハ一切差シ留メ候コト。
　明治六年九月二日
　山梨県権令　藤村紫朗

「学制」を頒布して、公共の教育機関で画一的に教育を実施しようとした明治新政府の意図に対して、旧来の庶民教育の本命であった私塾や寺子屋が、その地域に根を張っていたのでは教育施策が進展しない。
　土肥県令（知事）に代わって、新進気鋭の藤村権令（のち県令）が県政を担当すると、産業、土木の振興と共に教育の開発を重要視して、小学校の開設に力を入れることになるが、その前年である。
　私塾・寺子屋問題を解決しないことには、住民感情をスムーズに国の公教育に組み入れることができなかったわけである。布達の文意は、私塾開業者の届け出義務を求めているだけで、統制や廃止の意図はうかがえないが、最後に、なお聞かない場合には一切差し止めるという厳しさをのぞかせている。私的な教育機関が、公的で大規模な画一化の教育施策の前ではたちどころに消し去られてしまう運命にあったことは容易に想像される。
　明治六年の「学事年報」によると、「従来の家塾・寺子屋及ビソノ教員ノ処分」が出ている。救済措置がとられていたのである。
　去ル明治六年五月、管下一般学則改正ノミギリ、家塾・寺子屋等一旦廃止。改メテ学制第四十三章ニ照ラシ、願イ出ズベキ旨ヲ布達ス。教員ハ試験ノ上、即今小学訓導ニ抜テキスルモノナリ。
　畑倉の地内にあった寺子屋がどのように閉鎖されたか不明であるが、教鞭をとっていた田辺泰光に代わって、その息子と思われる田辺貫一が開校時の教員になっていることから、移行は正常に行われたものと思われる。
　次に、寺子屋の場所については不明であるが、当時畑倉には三つの寺があった。威徳寺、法幢寺、東陽寺であるが、このうちのどれかであろう。威徳寺を仮校舎として本校が発足し、続いて法幢寺に移っているので、威徳寺かも知れない。東陽寺は廃寺となっていて建物もなくなっている。
　十二月号へつづく…

－写真提供－

昔の大月東中学校の様子　↑→

-賑岡町　小俣　正敏様より提供-

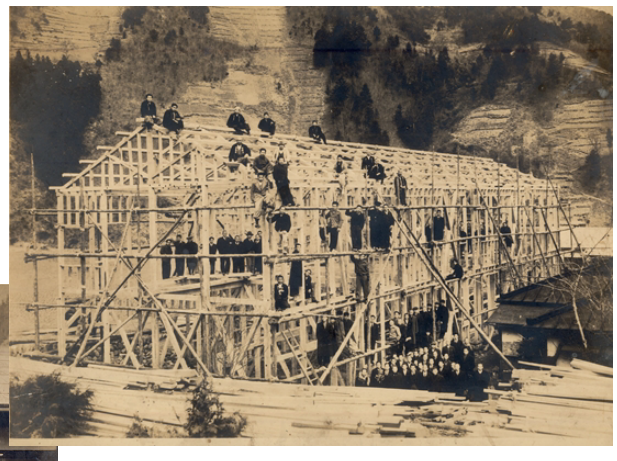

←↑　昔の瀬戸小学校の様子

-七保町　小俣　敏男様より提供-

提供者募集

大月市の写真や以前の風景が写った写真を持っている方を探しています。もし持っている方で、写真を貸して下さる方がいましたら下記の電話番号までお知らせ下さい。ご協力宜しくお願い致します。

住まいル新聞編集部
TEL：0554-22-2500

12月号にも引き続き掲載します！